



## 議会日誌 (2月4日～5月7日まで)

- **2月**
- 7日 新治地方広域事務組合議会定例会
- 8日 茨城県市議会議長会第2回議員研修会
- 10日 市議会議員共済会代議員会議会運営委員会、全員協議会
- 15日 議会だより編集特別委員会
- 17日 石岡地方斎場組合議会定例会
- 20日 議会運営委員会、全員協議会
- 24日 湖北環境衛生組合議会定例会
- 2月27日～3月16日 第1回定例会
- **3月**
- 27日 議会運営委員会、全員協議会
- 2日 総務委員会、文教厚生委員会
- 産業建設委員会
- 5日 総務委員会、文教厚生委員会
- 産業建設委員会
- 6日 総務委員会、文教厚生委員会
- 産業建設委員会
- 7日 文教厚生委員会
- **4月**
- 8日 文教厚生委員会
- 9日 総務委員会、文教厚生委員会
- 産業建設委員会
- 16日 議会運営委員会、全員協議会
- 22日 議会運営委員会、全員協議会
- 27日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会定例会
- 29日 第1回臨時会
- 議会運営委員会、全員協議会
- 産業建設委員会
- 3日 全員協議会
- 13日 産業建設委員会
- 17日 マル福制度の改正を検証するための特別委員会
- 18日 市長村長・市町村議会議長会議
- 23日 茨城県市議会議長会定例会
- 25日～26日 関東市議会議長会定期総会
- 26日 文教厚生委員会
- 27日 議会だより編集特別委員会
- **5月**
- 7日 議会だより編集特別委員会

### 議会を傍聴して市の動きを知りましょう!

本議会は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や市長の考えなどを、直接聞くことができます。第2回定例会の会期日程(案)については、お知らせ版に掲載いたします。お気軽にお越しください。



### 付帯決議とは?



議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいう。

議会としての意見が、可否だけでは十分に表明し尽くせない場合があり、当該議案等を議決するに当たり、併せて付帯決議を議決して、事実上議会の意思を表明しておく取扱いがなされている。

付帯決議は、主たる議決の条件とみなすことはできず、事実上の意見表明として、長等これを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではない。

(地方議会運営辞典より抜粋)

### 編集後記

市の予算3分の1は市民と企業の税金、残りは国の補助制度。その希少な予算の組立ては市長の努力で、判断する役割は議会。ご覧のとおり、生活に必要な可欠な議案は、たいてい可決されますが、特殊な議案は、その趣旨や制度が市の将来と市民のためには有効と判断できない場合、否決となります。

議会だより編集委員長 古橋 智樹

ご意見をお寄せ下さい